



静岡県配偶者等からの暴力の防止及び
被害者の支援に関する基本計画

静岡県DV防止基本計画

配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

静岡県では、被害者への支援体制を充実し、DV防止と被害者の保護・自立支援等に関して更なる推進を図るため、新たに「静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(静岡県DV防止基本計画)」を策定しました。

